

2020年5月14日

**CEDAW 国際移住の文脈における女性と少女に対する人身取引に関する一般勧告草案  
に対する意見**

人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）および日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク（JNNC）は、国際移住の文脈における女性と少女に対する人身取引に関する一般勧告草案について、以下の賛同と意見をお送りします。

女性と少女に対する人身取引については、わが国の政府も一定程度の取り組みを行っているものの、効果的な削減・撲滅には程遠い現状です。よって、この一般勧告が速やかに採択され、各国政府にさらなる取り組みを促す契機となるよう、切に願うものです。

本草案が、人身取引のあらゆる場面・あらゆる事態を想定され、大変網羅的・包括的であることを私たちは大いに評価しております。そのうえで、もう少し具体的な場面の明示を追加することで勧告がさらに強化されるよう、以下の9つの項目を提案します。ぜひともご検討のうえ、勧告に採り入れていただきますよう、お願いいたします。

1（ポルノグラフィ製造に伴う性的搾取）

対象パラ：8

提案：「性的搾取」の具体例として「ポルノグラフィ映像・画像の製造を目的とした強制性交を含む」を追加してください

パラ 8 に女性・少女が遭いやすい人身取引の例として「性的搾取」が挙げられているが、その中に、「ポルノグラフィ映像・画像の製造を目的とした、強制性交を含む性的搾取」を例として含めてほしい。「性的搾取」は売春をさせる目的の場合が多いが、それ以外にも、児童・成人を問わず、サイバーセックス被害やポルノグラフィ撮影被害の場合もある。特にポルノグラフィについては、単語自体が本草案に一度も登場していないが、その製造は、性的人身取引の目的の一つとして当然多くの人に知っていただきたい項目である。ぜひ具体的にイメージできる例として、このことを含めてほしい。

2（デジタル媒体におけるポルノグラフィ特有の人権侵害）

対象パラ：12 および パラ 28 d)

提案：「技術」「情報伝達技術」の部分に具体例として「ポルノグラフィ映像・画像制作」および「インターネットによるポルノ映像・画像の、被害女性・少女にとって不本意な拡散」を追加してください

パラ 12 において、「委員会は、女性や少女の人身取引の動向と、被害者の募集における技術の果たす役割について特に懸念する」とある。また、パラ 29 d)では、「情報伝達技術の利用を含む現代的手法の人身取引に対して明確に対処する」ともある。「技術」の果たす役割は前者に書かれたような募集時においてのみではない。技術の使用は、ある種の性的搾取の方法そのもの（ポルノグラフィ映像・画像制作）、また、その結果引き起こされる長期的な影響（インターネットによるポルノ映像・画像の、被害女性・少女にとって不本意な拡散）においても行われているので、そのような悪用についても留意し、勧告すべきであ

る。特にポルノグラフィ製作被害は、撮影時の心身への深刻なダメージのみならず、その後も被害者の意志に反してインターネットで瞬時に拡散され、その回収・消去はほぼ不可能であることから、被害者は生涯、その映像・画像が流通していることについて苦しめられることになる。ぜひともそのことへの言及をお願いしたい。

### 3 (性的人身取引の加害者になりうる若年男性・少年に対しての人権教育)

対象パラ: 27 a)

提案: 「人身取引の結果生み出されるモノやサービスを使うかもしれない潜在的ユーザー」に、「強制売春やポルノグラフィの使用者である買春者やポルノグラフィ視聴者、およびその予備軍である若年男性や少年」を例として追記してください。

パラ 27 の a) で、「人身取引の結果生み出されるモノやサービスを使うかもしれない潜在的ユーザーに対しての教育等を行って、需要を減らす」と述べられている。「人身取引の結果生み出されるサービス」にはあらゆる事物が含まれるが、このような抽象的な書き方だと少タイメージしにくいのではないか。性的人身取引の例である強制売春やポルノグラフィについて、その使用者である買春者やポルノグラフィ視聴者、その予備軍である若年男性や少年に対して、人身取引についての情報を伝え、広く人権教育を施す必要がある。これらに関しても明確に言及していただきたい。

### 4 (契約時の不当な圧力)

対象パラ: 59 b)

提案: 「また、たとえ職業斡旋時に当事者との間で何らかの契約（雇用契約ないし事業請負契約など）が交わされていたとしても、その契約の締結過程において労働者に不当な圧力がかけられていた場合（暴力、脅し、長時間にわたる説得など、労働者の選択の自由が一部でも侵害されたと考えられる場合）、締結された契約の内容が労働者に著しく不利な内容を含む場合など、当該契約を維持することが人身取引根絶の観点から不相当と考えられるときは、当該契約は無効とすべきである」という文言を追加してください。

パラ 59 の b) でリクルート業者（職業斡旋業者）の訴追と処罰について述べているが、そもそも職業斡旋時に当事者との間で何らかの契約（雇用契約ないし事業請負契約など）が交わされていたとしても、その契約の締結過程において労働者に不当な圧力がかけられていた場合（暴力、脅し、長時間にわたる説得など、労働者の選択の自由が一部でも侵害されたと考えられる場合）、締結された契約の内容が労働者に著しく不利な内容を含む場合など、当該契約を維持することが人身取引根絶の観点から不相当と考えられるときは、当該契約は無効とすべきである旨の文言を追加していただきたい。

### 5 (労働者に対する斡旋手数料以外の不当な費用の請求禁止)

対象パラ: 59 b)

提案: 「斡旋手数料」に加え、「保証金・不当に高額な渡航手続き（パスポート取得や査証取得）費用・旅費・事前研修費」を追加してください。

パラ 59 b) に、斡旋手数料の請求を含む違法な職業斡旋プロセスを取り締まることを求める記述がある。実際には、送り出し国（母国）の職業斡旋業者により、さまざまな名目での

高額の料金を請求されて、出国前に最大で1万米ドルもの借金を背負って出稼ぎに出る場合がある。これが目的国においても実質的な債務奴隷状態を作り出している。そこで、「斡旋手数料」という記述に加え、「保証金・不当に高額な渡航手続き（パスポート取得や査証取得）費用・旅費・事前研修費」など、より具体的な名目についても注意喚起をしていただきたい。

## 6（保証金や違約金の取り決めに基づく搾取の禁止）

対象パラ：60

提案：60 a) b)のあとに、「現在まだ紐付きの在留許可制度が実施されている国であっても、保証金や違約金の取り決めや強制帰国の脅し等によって弱い立場に置かれ、そのせいで搾取されるような状況を許してはならない」と追加してください。

パラ 60 a)で、「一人の雇い主（1ヶ所の勤務先）のみに紐づけられた在留許可制度を停止して、労働者募集段階での差別的な条件づけを終わらせよ」パラ 60 b)で「移住労働者の自由裁量権と独立を促進し搾取被害を防ぐために、雇用主に関係なく在留資格と労働許可を取得できる可能性を提供せよ」との記述がある。もちろん、そのような紐付きの在留許可制度は廃止されることが望ましい。しかし現状では、（日本の技能実習制度など）在留資格が一つの勤務先のみに紐づけられ、入管法上職場を変えることができない場合がある。そのせいで、たとえ長時間労働・賃金不払いなどの搾取や人権侵害があっても権利主張することができない。そこで、「現在まだ上記のような紐付きの在留許可制度が実施されている国であっても、保証金や違約金の取り決めや強制帰国の脅し等によって弱い立場に置かれ、そのせいで搾取されるような状況を許してはならない」という文言を追加していただきたい。

## 7（妊娠を理由とした強制帰国や堕胎強要の禁止）

対象パラ：61 e)

提案：「妊娠した外国籍の女性労働者に対して、企業が帰国か堕胎かの選択を迫るようなことは、あってはならない」と追記してください。

パラ 61 e)に、「妊娠または HIV 罹患を理由にした強制帰国を誘発するような妊娠や性感染症罹患の判定テストを、在留期間更新許可要件からはずすように」との記載がある。実際に、妊娠を理由に「帰国か堕胎かを選べ」と迫る雇用者などもあり、母体に有害な堕胎を選択せざるを得なかったり、出産後の嬰兒遺棄などの犯罪を誘発してしまう場合もある。そのことから、上記の記載に加えて、「妊娠した外国籍の女性労働者に対して、企業が帰国か堕胎かの選択を迫るようなことは、あってはならない」と記述してほしい。

## 8（ホテルなどの宿泊施設の従業員への啓発と教育）

対象パラ：68 j)

提案：「また、人身取引被害女性が宿泊している可能性のあるホテルなど宿泊施設の従業員に対する啓発・教育を行う」と追加してください。

パラ 68 の j)で、「強制的に移住させられた女性や移民が宿泊させられている場所」などが、人身取引被害者の発見などにつながる有益な情報源の一つとして挙げられ、そのために共

同体などの協力が得られるよう支援せよ、と述べられている。地域住民もそうだが、特にホテルなどの宿泊施設では、その従業員が人身取引についての知識を有し、通報することの重要性を理解し、実際に通報または相談する方法を知っていることが肝要である。そのような、宿泊施設の従業員への啓発・教育についても、一步踏み込んで言及してほしい。

#### 9 (外国籍被害者保護のための通訳者の整備と養成)

対象パラ：84 g)

提案：「そのために、被害者の母国語に精通し、人身取引について一定以上の知識を持ち、なおかつ加害者や雇用者からは独立している公正中立な立場の通訳者を整備・要請する」と追加してください。

パラ 84 の g) で、(被害者が)「自らの理解できる言語で加害者への不満が述べられるようにする」とある。また他にもパラ 88 の d) で「理解できる言語で自らの権利についての情報を伝えられること」、パラ 96 の b) で「法的サポート、補償、救済について理解できる言語で説明を受けること」とある。そのためには、被害者の母国語に精通し、人身取引について一定以上の知識を持ち、なおかつ加害者や雇用者からは独立している公正中立な立場の通訳者が必要である。そのような通訳者を必要に応じて速やかに手配できる体制を整え、また通訳者が不足している場合には当局が養成する必要がある。ぜひともそのことに言及をお願いしたい。

以上

人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)  
日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク (JNNC)